

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中城村は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

中城村長

公表日

平成31年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等を村内に居住する者に対し、期日等を指定して健康診査等を行うとともに、健康診査事務の報告等の事務を行うものである。</p> <p>番号法では、別表第一の49の項に基づき、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等や養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務で個人番号を利用する。</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー連携システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子手帳ファイル、乳幼児健診ファイル、母子保健情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none">番号法第19条第7号、別表第二の26.56の2.69の2.87の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none">番号法第19条第7号、別表第二の69の2.70の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中城村(総務課) 沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 TEL098-895-2131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中城村(健康保険課) 沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 TEL098-895-2131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	比嘉健治	仲村盛和		
平成31年6月30日	IV リスク対応		新様式への変更	事後	
平成31年12月16日	評価書名	保健衛生(乳幼児健診)等関連事務 評価書	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成31年12月16日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	中城村は、保健衛生(乳幼児健診)等関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	中城村は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
平成31年12月16日	特記事項	保健衛生(乳幼児健診)等関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。	母子保健に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。	事前	
平成31年12月16日	評価実施機関名	中城村	中城村長	事前	
平成31年12月16日	公表日	平成31年6月30日	平成31年12月16日	事前	
平成31年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	保健衛生(乳幼児健診)等関連事務	母子保健に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等を村内に居住する者に対し、期日等を指定して健康診査等を行うとともに、健康診査事務の報告等の事務を行うものである。 番号法では、別表第一項番49に基づき、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等や養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務で個人番号を利用する。	本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等を村内に居住する者に対し、期日等を指定して健康診査等を行うとともに、健康診査事務の報告等の事務を行う者である。 番号法では、別表第一の49の項に基づき、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等や養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務で個人番号を利用する。 番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事前	
平成31年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健衛生システム、中間サーバー連携システム	健康管理システム、中間サーバー連携システム、団体内統合宛名システム	事前	
平成31年12月16日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子手帳ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名情報ファイル	母子手帳ファイル、乳幼児健診ファイル、母子保健情報ファイル、宛名情報ファイル	事前	
平成31年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二の25.56の2.70.87の項	【情報提供】 ・番号法第19条第7号、別表第二の26.56の2.69の2.87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号、別表第二の69の2.70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第39条	事前	

